

岡本の国会での質問

162-衆-厚生労働委員会-36号 平成17年07月27日

○北川委員長代理 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

本日は、私、産業医や医師をしていただきました観点からも質問をさせていただきたいと思っておりますし、いろいろ質問の用意をしておりますので、端的なお答えをいただきたいと思っております。

まずは、労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会、こちらの方が六月までに三回開催され、その中で、胸部レントゲン写真の健診での有効性についての評価が検討されております。健診における胸部レントゲン撮影が例えば結核や肺がんの早期発見に有効であるのかどうかということについて検討をしていくということでございますが、私は、大規模な疫学的調査というのが十分まだなされていないやに思うんです。

それはどういうことかということ、きちっとしたバックグラウンドを整えて、そしてなおかつ、ある程度の実数を集めてその検討をする。特に、このバックグラウンドの中では、今回指摘をさせていただいたんですけども、間接撮影をした胸部レントゲン写真をしっかりと読めるような医師を育成する、そういった医師による読影の上での評価、検討、こういったものがなされていくべきだというふうに考えておるわけですが、これについての御見解をまずいただきたいと思っております。

○小田政府参考人 お尋ねの件は、労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会についてのものと思っております。

この検討会は、この四月一日から、結核予防法の改正によりまして、胸部のエックス線検査は、結核予防法上はハイリスクの老人以外の一般住民に対しては基本的にレントゲン検査は行わないということになりまして、労働安全衛生法上、一般健康診査というのを労働者は年に一回受けることになっておりますが、その健康診査の中にエックス線検査という項目が入っております、これが主として結核予防を対象としたものであります。ということから、結核予防法の胸部エックス線検査が廃止になりましたので、果たしてこちらの一般健康診査の胸部エックス線検査をこれまでどおり行っていいかどうか、その意味が、結核予防の意味あるいは肺がん等胸部疾患の発見の意味といったことで意味があるのかどうかということを検討しているものでございます。

それで、先生お尋ねの、有効性の議論を行う際にはエックス線の読影医の質の向上というのが欠かせない、これは私どももそのように認識しておりまして、これは、エックス線の有効性を高めるために、エックス線技術についての研修会等を日本医師会等々をお願いして実施してきているところでございます。

○岡本(充)委員 時間がないので短目をお願いします。

それで、もう一つこの中で、新聞報道された以上、私は指摘しておかなければいけないと思っておりますが、胸部レントゲンの被曝量について云々という記事が載っておりました。胸部レントゲン、年一回、間接写真を撮る、この被曝量が無視できない、こういった報道がなされている。

確定的影響と確率的影響というのが放射線被曝には起こり得る影響であります。こういった考え方によれば、それは少量でも確率的影響というのは出てくるのが予想されますが、その実、例えば、成田からニューヨークまで飛行機で一回往復したらどれだけ被曝するか。例えばこの被曝量と比較して、胸部エックス線写真一回、どちらが被曝量が多いんですか。そんなに違いますか。

○小田政府参考人 お答えいたします。

私、専門的なことについては余りよくわからないんですが、それほど違いはないのではないかと

いうふうを考えております。

○岡本(充)委員 時期にもよりますけれども、宇宙線が降っていますから、皆さん出張されるから御存じでしょうけれども、特に宇宙線が多い北極圏を飛ぶ飛行機、しかも高度は高い、この飛行機に一回乗ったら、胸部レントゲン写真一回撮るよりも多くの被曝を受けるわけなんですよ、事実。ですから、この事実と比較して、一回レントゲン撮るごとにリスクは高まるんだ、こういう話をし出せば、ほかの被曝の現状との比較もしていかなきゃいけないし、多くの国民の皆様方に誤解を生むような内容の討議は余り好ましくないのではないかというふうに思っております。

この問題、指摘をさせていただいて、ぜひともしっかりとその被曝量についても周知をしていただきたいと思います。

さらに、もう一つ指摘をさせていただきたいのは、この検討会の中でも委員が指摘をしていますけれども、今後、外国人労働者が日本に開放された場合、日本は確かに結核の発症の頻度は低いですが、地域によっては、海外においては結核の発症の頻度の高い国が今なお存在します、こういった国々から来られた方が密室性の高い部屋の中で多くの皆さん方と一緒に仕事した場合、非常な蔓延を引き起こす可能性が結核の場合あり得ます。

そういった意味で、胸部エックス線写真のあり方というのは、結核の問題についても今後柔軟に見ていくべきですし、そしてまた、肺がんの早期発見という意味においても、その疫学的検討というのは、必ずしも僕は有効だと言っているわけでもないし無効だと言っているわけでもない、しっかりとした検討をしていっていただきたいと思うわけですが、端的にお答えをいただきたいと思います。

○小田政府参考人 ただいま御指摘のような点も含めまして、検討をさせていただいているところでございます。

胸部エックス線写真に対する放射線被曝の影響につきましては、そういった発言をした先生の方から、その発言については一部訂正するようなこともございました。ということでございます。

○岡本(充)委員 よろしくお願ひします。

さて、話を変えまして、昨今、新聞紙上を大変騒がせておりますアスベストの話に少し移らせていただきたいと思ひます。

アスベストの危険性というのをかねてより指摘をされながら、国の不作為ではないかということはこれまでも国会等で議論のあったところでありまして、実際にさまざまなデータがある中で、厚生労働省として、残念ながらこのアスベストに対する規制がおくれてきたのではないかという認識は、大臣、改めておありでしょうか、お答えいただけませんか。

○尾辻国務大臣 申し上げておりますのは、特にこのところ、いろいろな問題が出てまいりまして、そして、改めて過去のどういう対策を講じたのか、また施策をとってきたかということ調べてみますと、一つ言えますことは、やはり省庁間の連絡が不十分であったということは感じるところでございます。

○岡本(充)委員 省庁間の連絡だけではなくて、データとして、大臣、ちょっと今から少しお話ししますけれども、確かに疫学的調査というのは、コーホート研究というのはこれまでも幾つもなされてきてまして、実際に、日本産業衛生学会のアスベストに対する発がん物質の提案理由という中、これは二〇〇〇年に出ているんです。この資料を拝見させていただきますと、既に二〇〇〇年の時点でアスベストの発がんのリスクについて検討がなされていて、そしてその中では、例えば、今回、これに基づいて作業環境濃度の変更がなされたと聞いていますが、石綿の繊維濃度、クリソタイルの場合、〇・一五二七繊維・パー・ミリットル、この濃度であると、およそ、雑駁に言って千人に一人が将来肺がんないしは悪性中皮腫になる可能性がある、こういうふうに出ているわけですね。

この統計が出たもととなったデータは一体いつ出ているかといったら、もう既に一九九五年に出ているんですね。さらにさかのぼれば、一九八〇年代にさまざまな研究がなされて論文が出ている一方で、この発がんのリスクについての評価が私は十分省内で検討されてこなかったのではないかという思いすら持つわけなんです。

ぜひ、こういったデータ、論文が数々出る中で、対応がおくれた、対応が遅くなったという認識を大臣も持っていただきたいと思うんですが、この点についてはいかががお考えでしょうか。

○尾辻国務大臣 今、西副大臣を中心にいたしまして、そうしたことも含めて検証する、そしてまた今後についての検討もするというチームで作業をいたしておりますので、ただいまの御指摘のようなことも含めてしっかりと検証してまいりたいと存じております。

○岡本(充)委員 そして、今回、作業環境濃度の変更に至りまして、石綿ですね、クリソタイル〇・一五繊維・パー・ミリリットルというのが作業環境濃度の上限というふうになりました。実際には、測定の限界が、〇・一五より下でははかれない、こういう話も聞いてはおりますけれども、実は、〇・一五の濃度だと、今指摘させていただいたとおり、千人に一人は将来発がんをする、つまり、千人いる事業所の中では一人労災で亡くなる、こういう割合になってくるわけでありまして、この状態でもまだ実はかなりリスクは高いという認識を持たざるを得ないと私は思っています。

また、その一方で、今私たちがいるこの環境で一体どれだけ石綿があるのか、これについてはデータを持ち合わせていないと厚生労働省から教えていただいたわけですが、そういう話を聞きましたが、これについては本当にデータを持ち合わせていないのでしょうか。

○小田政府参考人 お答えいたします。

一般環境中のアスベストの濃度等につきましては、これは環境省の方で一般環境中の管理濃度というものを定めておりまして、昨今の報道におきましても、そういった形の検査、調査をするというふうなことが報道されておるといふふうに仄聞しております。

○岡本(充)委員 今月末に政府が発表する対策の目玉として盛り込むんだという話も聞いていますが、二百カ所ぐらい調べるんだという話も聞いていますけれども、新聞報道に出ていたが。

そもそもから言って、やはりこの一点をとらえても、本来であれば、これはもう一九七九年のデータとして、これはもらった公衆衛生の教科書だとそうですが、たばこを吸わない人が石綿暴露なしで将来発がんするリスクを一としてその相対危険度を出すと、たばこを吸わずに石綿暴露をした場合五・一七、たばこを吸って石綿暴露なしが十・八五、そしてたばこも吸っている人でなおかつ石綿暴露のある方は五十三・二四というふうに数字をいただきました。

つまりは、これだけの危険度が高い発がん物質だということが、危険性が高まるということが、既にこういった多くの文献が出ています中で、対応がおくれてきたということについてはぜひもう一度真剣に考えていただきたいと思います。

そして、今度、今時効の壁という話が出ておりますけれども、これだけじゃないと思います。今、実際に作業環境濃度の中でいろいろな物質が設定されています。例えばベンゼンだとか有機溶剤も含めていろいろ出ている。例えば、それぞれの濃度が将来発がん物質としてさらに認定が変わってきた場合、危険度が変わってきたとき、改めてそれを見直す、遡及をして何らかの措置をとるということは、私は国として当然真剣に考えるべきことだと思いますし、時効だから、死んでから五年たったからといっても、これで切り捨ててしまうということは、私はあってはならないというふうにするんですけれども、大臣、ぜひ前向きな御答弁をいただきたいと思います。

○尾辻国務大臣 先ほど、時効についての考え方といいますか現行法の解釈については申し上げているところでございます。したがって、法律はまた法律でございまして、そうした解釈を変えることが私ども行政の立場では難しいということはお答え申し上げておるところでもございます。

そうした中で、また今後何ができるかというのは政府全体で考えようということを申し上げておるところでありますし、私もその中の一人でございますから、その中で考えてまいりたいというふう存じております。

○岡本(充)委員 これは、もう一度、くどいようですけれども、石綿だけの問題じゃないんです。ほかの物質を含めても、後からわかることは十分考えられます。特別立法という方法もあるという話も出ていますけれども、手法は私はさまざまとれると思っておりますので、一概に時効の壁ではねつけるということのないような、心ある措置をお願いしたいと思います。

さて、話はがらっと変わって、私は農業、林業、水産業の今の労働衛生環境について多大な関心を持っております。厚生労働省が毎年出しておりますさまざまな数値の中で、例えばこの農業、水産業、林業というのがどのくらい労働災害が発生しているのか、これを出したものの、例えば千人率というものがございます。業種別労働災害発生千人率、こういったデータを皆様方にお配りすればよかったです、残念ながら、少しいただいたデータが、もらったときに遅かったものですから、皆様方にお配りすることができなかったことを少しお話をさせていただきますと、この千人率、千人当たりの労働災害発生の状況、こちらを出した数字でありますけれども、例えば、製造業全体で千人当たり三・四二、これは平成十六年です。そして、例えば建設業、ちょっと高そうに思われるかもしれませんが、六・四八。こういった中で、実は農業は十三・五五、林業は百十・五八です。さらに、水産業は二十一・一七。

ちなみに、前回農林水産委員会でも指摘をさせていただきましたが、一番千人率の低い業種はこの中で何になっているか。それは官公署、〇・〇七であります。官公署で働いている、つまり公務員の皆様方は千人当たり〇・〇七であって、林業で働いている人は百十を超える。千五百倍以上の非常なハイリスクの現状にいるというのがこれで一部推察はできますが、その一方で、実は、残念ながら、災害統計の一つの大きな指標となっています産業別災害率のいわゆる度数率、そしてまた強度率といった数字、こちらの方については、今、農業、水産業は対象になっていませんし、林業については、小規模な事業所がふえてきたという理由で、三十人から九十九人程度の事業所については調べておりますが、それ以外のところについては米印になっています。つまりは評価をする数字が今現状としてないやに私は認識しておるわけなんですけれども、きょうは、農林水産省からも、そして林野庁、水産庁からもそれぞれ政府参考人にお越しいただきました。

こういった現状の中で、農業、林業、水産業それぞれの分野において、例えば農作業事故、林業労働災害、ちなみに、漁業はその名前すらないやに私は聞いておりますけれども、こういったそれぞれの事故の発生をいかに少なくしていくかというのは、新しい担い手の確保にも大きく寄与すると思う中で、こういう数値を今後つくっていききたい、つくるべきだというお考えをお持ちか、端的に、短くで結構です、あるかないかお答えいただきたいと思っております。

○梶谷政府参考人 農林水産業全般について、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

農林水産業における労働災害の防止を推進するというためには、農林水産業に係る人的災害について幅広い情報の把握が重要だと思っております。このような観点から情報の収集に努めてまいりたいと思っております。こうして得た情報につきましては、厚生労働省の方から提供依頼があった場合には積極的に対応してまいりたいというふう考えております。

○岡本(充)委員 いや、もう一回お答えいただきたい。部長、ちょっと考えていただきたい。

数字があつて目標があるから数値目標をクリアしていこう、そういうものがあるから頑張っていこう、そういう一面もある中で、今、目標数値となるものがないんです、正直言って。これをつくる意義というのをお感じかお感じじゃないか、そこだけ、では、お答えいただけますか。

○梶谷政府参考人 お答えいたします。

指標という数値につきましては、これは労働災害防止対策を統括している厚生労働省において、労働災害防止のためのルールを効果的なものにするということを念頭に定められているというふうに考えております。しかしながら、こういう指標ということの作成について厚生労働省から協力依頼があった場合には、必要なデータ等については積極的に対応してまいりたい。

ただ、いろいろな面、幅広く情報収集をして、我々農林水産省として労働災害に対応していくという観点からは、その情報の把握は極めて重要だというふうに考えております。

○岡本(充)委員 水産庁はいかがですか。データがない、そしてまた水産庁、農林水産省は、それぞれ労働者じゃないという観点で、つまりは、船主は労働者じゃない、農家は、漁家は労働者じゃない、いわゆる一人親方というか、経営者であるという観点から、こういった労働行政から今切り離されているやに私は思うわけですね。アルバイトで雇った人は別として、多くの漁家、農家の方がどういう厳しい環境で仕事をしているか、この部分について、きちっとした評価をしていく必要性が私はあると思うんですけども、あるかないか、時間がないので本当に端的にお願いします。

○中前政府参考人 先生御指摘のとおり、漁業につきましても、相当いろいろ事故発生が高い産業でございまして、私どもは、大変それにつきましては改善をしていかなければならないというふうなことを考えております。現実に予算等も措置をしまして、例えばライフジャケットとか、そういうようなものもいろいろ普及に努めておるところでございまして、今御指摘の点につきましては、厚生労働省の方で水産業の方からのそういった情報の提供というようなものがあれば、もちろん積極的に対応いたしますし、私どもといたしましても、そういった情報を的確に把握しながら労働災害の減少につながるように水産庁としてもしっかりとやっていきたい、こんなふうに考えております。

○吉田政府参考人 農作業事故の関連でございまして、実は、農作業事故の関連につきましては、厚生労働省の協力も得まして、昭和四十九年から、人口動態調査の結果の活用等を含めまして実態把握に努めておるところでございまして、その結果によりますと、現在、大体年間四百人程度が農作業事故での死亡事故件数というふうに把握しているところでございます。

○岡本(充)委員 人数じゃないんですよ。人数だけじゃなくて、人数は人口動態調査で出している。これだって死亡診断書から後ろ向きに調べている話であって、前向きに調べるデータではないんですね。そういう意味でいったら、きちっとしたデータを出して、そして比較をする中で、その取り組みを行っていくためにも数値は必要じゃないかというふうに思うんですけども、もう一度だけ、農林水産省、必要か必要じゃないか。欲しいと思われるか。

○吉田政府参考人 繰り返しになりますが、私どもとしてはその件数をつかんでおりますが、他の業種との比較という意味で、そういう統一的な数字があった方が便利ではないかという意味では、おっしゃる点もあろうかというふうに思います。

○岡本(充)委員 それぞれ三つの分野からこういうお答えをいただきまして、それを受けて、どうですか、厚生労働省として。データは出すと農林水産省、それぞれ言われています。そして、あったら活用したいなという声も出ています。

そういった中で、特にこういう小規模な事業所ほど、これは工場でもそうですけれども、労災が多い中で、今三十人以下については、十分な調査、比較するのは確かに難しい、たくさん事業所もあるから難しいのは事実だけれども、厚生行政として考えたときに、労働者じゃないからといって打ち切るわけではなくて、国民が仕事中にどれだけさまざまな傷害を、もしくは死亡事故を生じているか、それを調べていくという必要性は高いと思うんですけども、大臣、どうでしょう。新しい数値をちょっと考えてみる、できるかできないかわからないけれども、検討してみる、それぐらいのことは、大臣、お答えいただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○尾辻国務大臣 労働安全衛生法は労働者の災害を防止することを主目的とする法律でございます。まして、死傷者千人率等の指標を活用して、災害発生率の高い業種や中小企業を重点対象として労働災害の防止に取り組んでいるところでございます。

ところで、今、農林水産業などを話題にされたわけでございますけれども、また、一人親方等の労働者性のない者の災害といったようなこともございますけれども、こうしたことにつきましては、労働安全衛生法が対象とするものには該当しない、こういうことでございますので、これらの指標を導入するということについては難しいと考えておりますけれども、このような災害であっても労働災害防止上、参考となる災害については、その防止は労働者の災害防止にも資する、これは当然のことです。私どもも関心を寄せざるを得ないものでありまして、関係機関から情報提供を受けるなどにより、今後の労働災害防止対策の推進のため活用を努めてまいりたいと存じております。

○岡本(充)委員 大臣も、その数値をいただければ、その上でそういった新しい指標をつくっていくことには前向きだというふうにとらえてよろしいわけですか。確認です。

○尾辻国務大臣 申し上げますように、大きく働いている皆さんの災害防止ということに資するということであれば、もちろん私どもも、それは私どものやるべきことでありますから、活用させていただきます。

○岡本(充)委員 ぜひ、では、省庁間、縦割りではなくて、今大臣もそう言われました、ぜひ数値を出し合って、いい数値をつくっていただきたい。またこの点については、どうなったか、機会をとらえて御質問させていただきたいと思っております。

そして、最後ですけれども、こういった労働災害防止をする協会、こちらのデータがなかなか出てこなかったんですが、こちらの方の数字をちょっと教えてくれと言ったら、結局、私のところに来たのが、夜の九時にファクスが入りまして、皆さん方にお配りすることができなくて大変残念ですが、労働災害防止協会というのが、中央労働災害防止協会、建設業、陸上貨物運送、そして林業・木材製造業、そして港湾貨物運送事業、それぞれの労働災害防止協会があります。この中に十三人常勤の理事さんがみえますが、それぞれ労働災害防止に努めているんだと言われますけれども、このうち、事実上、十一人、厚生労働省のいわゆる天下りなんですね。そして、平均給与も、およそ一千五百万円ぐらいの給与をもらっています。

その主な事業の一つは、例えばこういった出版物です。先ほども使わせてもらいましたが、こういった出版物をおよそ三百五十種類も出していると言われます。その印税だけでも十数億円、二十億円弱の収入があるやに、例えば中央労働災害防止協会だけでもあるやに私は報告を聞きましたが、基本的に十数億円も毎年何でそんなに印税が入るのかなと思って考えたら、実は、さまざまの冊子、安全衛生年鑑なんか例えば一冊四千元なんですね。恐らくこれをつくって、毎年毎年四千元を買ってもらっているんだ。決して安い本ではありません。

ここに広告を出しているのはどういうところかという、安全衛生映像研究所だとか、安全衛生技術試験協会とか、自分たちの仲間内、身内で広告を出して、お金を出して、そしてそれを高い値段で身内に売る、こういうビジネスは、私はある意味、今話題になっている官から官へのお金の流れという指摘をせざるを得ないと思うんですね。

私は、この協会自体が仕事をしていないと言っているわけじゃない。一生懸命やっていたら、そういう職員もみえるでしょうが、その実、例えばこの中央労働災害防止協会だけで、常勤理事の年収だけで一億円です。全職員が四百人ぐらいいて、二十億円ぐらいの人件費、そのうちの一億円をわずかに六人です、六人の常勤理事で占めている。これは、まじめに働いているこの協会の職員だって、すべて、そのほとんどの常勤理事は天下りで、そしてその人たちがかなりの割合の給料を取って、そして出版物といえば身内の広告を出している、こういう状況は私は余り好ましくないんじゃないかというふうにならざるを得ないと思っております。

それで、その上でなおかつ、今回、大臣、ぜひこれも考えていただきたいんですけども、時間がないから余り聞けませんけれども、中央労働災害防止協会の中に、例えば建設業も陸上貨物運送事業も林業・木材製造業も、それから港湾貨物運送事業も、こういった事業もすべて統括して、一つの協会にして、そしてその中で全部やっていけば、これだけ理事の数もたくさんつくらなくてもいいわけです。

もし、例えば、恐らく言われる話の一つとして、災害が多いからここは特段に別途協会をつくりましたというんなら、では漁業だって必要なんです、では農業だって必要です。労働者じゃないんだと言うけれども、それでも労働者としてカウントしたら確かに災害が起こっている率は高いわけですから、そういう意味でいったら、ハイリスクだから協会をつくっているわけじゃない。それぞれ中央で一括して、例えばその中で部署をつくって検討するということが十分可能だと思うんですけども、こういった、一つにまとめていく、取りまとめをしていくということについて、大臣は前向きにお考えいただけますでしょうか。

○青木政府参考人 ちょっと事実を申し上げたいと思いますけれども、今、書籍販売のことをお取り上げになりましたが、書籍販売に係る収入は、中央労働災害防止協会の場合には約十四・七億円でございます。

それで、こういった極めて専門的な書籍というのは、中央労働災害防止協会が極めて専門能力が高いということで多くつくっておりますけれども、そのほか民間でも相当つくられておりますし、同様の書籍が民間出版社で一般の書店からも販売をされているということでございます。

それから、役員の報酬については、これは他の公益的な事業を実施する同規模の法人の役員報酬と同レベルということでございますし、中央労働災害防止協会においては、公労使をメンバーとする参与会、評価委員会をつくりまして、予算、事業、定款等についてチェックをしているという、内部的なチェックもやっているところであります。

それで、お話のありました業種別の災害防止協会でございますけれども、これは中央労働災害防止協会もそうなのでありますが、事業主が自主的に集まった団体でございます。とりわけ業種別の団体につきましては、業種別の事業主の団体が自主的につくったものでありまして、これはむしろ業界として、自分たちが自主的に労働災害防止を担っているんだという気持ちを非常に強く持っているところでございます。

なおかつ、それぞれの業界で、自分たちの自主的な活動という意識が非常に強うございますので、なかなかこれは、私どもがどうこう言うような話ではありませんけれども、そういった団体自身でお考えになれば、私どもとしては別にそれを否定する何物でもありませんし、これは業界ごとに、業種ごとに自由に、自由にといいますか、そういう機運があればつくれるという団体でありますので、そういう意気込みが実際の活動には随分といい影響を与えているというふうに思っておるところでございます。

ですから、いわば、そういったものをまとめるというのは、相当自分たちの気持ちというもの、災害防止にかける情熱というようなものをそぐ結果になるのではないかなと私は心配をしているところであります。

○尾辻国務大臣 まず、中央労働災害防止協会について申し上げますと、今局長も言っておりましたけれども、労働安全衛生に関して極めて高い専門性を有するすぐれた組織であると理解をいたしております。

そしてまた、これまた局長が御説明申し上げておりましたけれども、それぞれ業界の皆さんがおつくりになっておる組織でございまして、代表者も経団連の会長さんでありますし、また、副会長、四人おられますけれども、それぞれ会社を代表する皆さん方です。そのように業界の皆さんがおつくりになっておられる団体でありますから、私どもが直接何か申し上げられるという立場でもございませぬけれども、今御指摘のようなお話も今お聞きをいたしましたから、私なりににはよく聞い

てみたいとは思っております。

○岡本(充)委員 ありがとうございました。終わります。